

# 佐賀県バドミントン協会表彰規程

平成12年11月11日制定

## (目的)

第1条 この規程は、佐賀県バドミントン協会(以下「協会」という。)の発展のために  
顕著な業績のある個人及び団体の名誉を表彰することを目的とする。

## (受賞者の範囲)

第2条 表彰は、次の各号の一に該当する者又は団体について行う。

- (1) 功労賞 バドミントンの普及振興に功労のあった者
- (2) 技能賞 技能・記録等の優秀な者
- (3) 永年にわたり協会の振興・発展に寄与した個人又は団体

## (表彰の基準)

第3条 表彰の基準は、次のとおりとする。

- 1 功労賞については、次のいずれかに該当する者とする。
  - (1) 協会の会長又は理事長として在職した者
  - (2) 各市町協会の会長又は理事長として10年間在職した者
  - (3) 協会の普及振興に関する研究や業績が認められる者
- 2 技能賞については、次のいずれかに該当する者とする。
  - (1) 国際大会において、優秀な成績をあげた者
  - (2) 公益財団法人日本バドミントン協会が主催する第1種大会において、ベスト8以上  
の成績をあげた団体及び個人

## (選考)

第4条 被表彰者の選考は、前条の基準により、各部会からの推薦をもとに、協会の常任  
理事会において行い、協会会長がこれを決定する。

## (表彰の方法)

第5条 表彰は、原則として年1回、年度末に行う。

第6条 表彰は、賞状及び記念品とする。

## (規程の改廃)

第7条 本規程の改廃については、理事会において行う。

## (雑則)

第8条 この規程に定まるもののほか、表彰に関して必要な事項は、常任理事会において  
別に定める。

## 附 則

この規程は、平成12年11月11日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則（令和7年5月18日 一部改正）この規程は、令和7年5月18日から施行する。